

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

米沢市は国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

米沢市長

公表日

令和3年12月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法、地方税法及び関連法令等に基づき、以下の事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者に係る申請、届出又は申出の受理 ・申請等に係る事実についての審査 ・申請等に対する応答に関する事務 ・被保険者証及び被保険者資格証明書に関する事務 ・高齢受給者証に関する事務 ・標準負担額減額認定証に関する事務 ・特定疾病療養受療証に関する事務 ・限度額適用認定証に関する事務 ・限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 ・特別療養証明書に関する事務 ・保険給付の支給に関する事務 ・一部負担金に係る措置に関する事務 ・一時差止めに関する事務 ・保険税の賦課に関する事務 ・保険税の徴収に関する事務 <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	<p>(1)国民健康保険(資格・給付・賦課・収納)システム (2)滞納管理支援システム (3)団体内統合利用番号連携サーバ (4)中間サーバ (5)国保総合(国保集約)システム(*) (6)医療保険者等向け中間サーバ等(*)</p> <p>*「国保総合(国保集約)システム」は、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と市町村に設置される国保総合PCで構成される。 *「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。 医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関(支払基金及び国保中央会)が運営する。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条第1項 ・別表第一の16、30の項 <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第16条 ・第24条 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第19条第8号 (情報提供の根拠) 別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 (情報照会の根拠) 別表第二の27、42、43、44、45の項 <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <ul style="list-style-type: none"> (情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) 第20条、第25条、第25条の2、第26条 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>郵便番号992-8501</p> <p>米沢市金池5丁目2番25号米沢市役所</p> <p>総務部総務課 行政担当 電話番号0238-22-5111</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>郵便番号992-8501</p> <p>米沢市金池5丁目2番25号</p> <p>米沢市役所 市民環境部保険年金課</p> <p>電話番号0238-22-5111</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月18日	I 1. ③システムの名称	(1)国民健康保険(資格・給付・賦課・収納)システム (2)滞納管理支援システム (3)団体内統合利用番号連携サーバ (4)中間サーバ	(1)国民健康保険(資格・給付・賦課・収納)システム (2)滞納管理支援システム (3)団体内統合利用番号連携サーバ (4)中間サーバ (5)国保総合(国保集約)システム	事前	平成29年6月以降実施する情報連携に伴うシステム改修による修正
平成28年11月18日	I 4. ②法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第7号 (情報提供の根拠) 別表第二の1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、97、106の項 (情報照会の根拠) 別表第二の27、42、43、44、45の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条 (情報照会の根拠) 第20条、第25条、第26条	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第7号 (情報提供の根拠) 別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 (情報照会の根拠) 別表第二の27、42、43、44、45の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) 第20条、第25条、第25条の2、第26条	事前	根拠規定見直しによる修正
令和1年6月24日	I 4. ②法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第7号 (情報提供の根拠) 別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 (情報照会の根拠) 別表第二の27、42、43、44、45の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) 第20条、第25条、第25条の2、第26条	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第7号 (情報提供の根拠) 別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、119、120の項 (情報照会の根拠) 別表第二の27、42、43、44、45の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) 第20条、第25条、第25条の2、第26条	事後	主務省令の改正に伴う変更であり、重要な変更には当たらない。
令和1年6月24日	I 5. ②所属長の役職名	国保年金課長 猪股 郁子	国保年金課長	事後	
令和1年6月24日	IVリスク対策		様式変更による記載	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月19日	1. ②事務の概要	<p>国民健康保険法、地方税法及び関連法令等に基づき、以下の事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者に係る申請、届出又は申出の受理 ・申請等に係る事実についての審査 ・申請等に対する応答に関する事務 ・被保険者証及び被保険者資格証明書に関する事務 ・高齢受給者証に関する事務 ・標準負担額減額認定証に関する事務 ・特定疾病療養受療証に関する事務 ・限度額適用認定証に関する事務 ・限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 ・特別療養証明書に関する事務 ・保険給付の支給に関する事務 ・一部負担金に係る措置に関する事務 ・一時差止めに関する事務 ・保険税の賦課に関する事務 ・保険税の徴収に関する事務 	<p>国民健康保険法、地方税法及び関連法令等に基づき、以下の事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者に係る申請、届出又は申出の受理 ・申請等に係る事実についての審査 ・申請等に対する応答に関する事務 ・被保険者証及び被保険者資格証明書に関する事務 ・高齢受給者証に関する事務 ・標準負担額減額認定証に関する事務 ・特定疾病療養受療証に関する事務 ・限度額適用認定証に関する事務 ・限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 ・特別療養証明書に関する事務 ・保険給付の支給に関する事務 ・一部負担金に係る措置に関する事務 ・一時差止めに関する事務 ・保険税の賦課に関する事務 ・保険税の徴収に関する事務 	事前	令和3年3月以降実施されるオンライン資格確認の準備に伴うシステム改修による修正
			<p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 		
令和2年3月19日	1. ③システムの名称	<p>(1)国民健康保険(資格・給付・賦課・収納)システム (2)滞納管理支援システム (3)団体内統合利用番号連携サーバ (4)中間サーバ (5)国保総合(国保集約)システム</p>	<p>(1)国民健康保険(資格・給付・賦課・収納)システム (2)滞納管理支援システム (3)団体内統合利用番号連携サーバ (4)中間サーバ (5)国保総合(国保集約)システム(*) (6)医療保険者等向け中間サーバ等(*) *国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と市町村に設置される国保総合PCで構成される。 *「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。 医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関(支払基金及び国保中央会)が運営する。</p>	事前	令和3年3月以降実施されるオンライン資格確認の準備に伴うシステム改修による修正
令和2年3月19日	3. 法令上の根拠	<p>(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条第1項 ・別表第一の16、30の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第16条 ・第24条</p>	<p>(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条第1項 ・別表第一の16、30の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第16条 ・第24条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 	事前	令和3年3月以降実施されるオンライン資格確認の準備に伴うシステム改修による修正

